

事 務 連 絡
令和2年4月30日

各県 旅行業担当課長 殿

九州運輸局観光部長

旅行業者における宿泊事業者へのキャンセル料の支払いについて

平素より、観光行政及び旅行業法実施にご協力を賜り、感謝申し上げます。

貴県におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、政府の取組に対して多々ご協力頂き感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、旅行業者も厳しい経営状況にあると承知しておりますが、今般、宿泊事業者に対して、旅行者のキャンセルに伴い、キャンセル料の免除を求めたり、支払いを拒否したりする事例が発生しております。

つきましては、事業者間の取引ではありますが、契約に基づき、対応いただきますよう、県登録の旅行業者に対して、ご指導方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関しまして、旅行業者のキャンセル料支払い拒否に対する相談窓口が、観光庁（旅行振興）に設置されましたので、お知らせいたします。

<相談窓口>

観光庁参事官（旅行振興）登録係
TEL 03-5253-8329（直通）

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 8 日

(一社) 日本旅行業協会 御中

観光庁参事官 (旅行振興)

旅行業者における宿泊事業者へのキャンセル料の支払いについて

平素より、観光行政及び旅行業法実施にご協力を賜り、感謝申し上げます。

貴団体におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、政府の取組に対して多々ご協力頂き感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い厳しい経営状況にあると承知しておりますが、今般、宿泊事業者に対して、旅行者のキャンセルに伴い、キャンセル料の免除を求めたり、支払いを拒否したりする事例が発生しております。

つきましては、事業者間の取引ではありますが、契約に基づき、対応いただきますよう貴協会の会員に対して、ご指導方よろしくお願い申し上げます。